

第136回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和3年2月12日(金) 午後2時00分
- 2 場 所 東京都庁第一本庁舎21階 海区漁業調整委員会室(電話及びWeb会議)
東京都新宿区西新宿2-8-1
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 10番 | 関 恒 美 |
| 2番 | 山 下 奉 也 | 11番 | 大 沼 清 志 |
| 3番 | 菊 池 勝 貴 | 12番 | 岩 田 光 正 |
| 4番 | 浜 川 祝 男 | 13番 | 丸 裕 二 |
| 7番 | 橋 本 竹 男 | 14番 | 井 上 潔 |
| 8番 | 前 田 福 夫 | 15番 | 有 元 貴 文 |
| 9番 | 馬 場 治 | | |
- 4 欠席委員
- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 5番 | 平 賀 秀 明 | 6番 | 小 島 一 則 |
|----|---------|----|---------|
- 5 その他出席者
- | | | |
|----------------|----------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課 | 課 長 | 藤 井 大 地 |
| 〃 | 統括課長代理(漁業調整担当) | 高 橋 克 己 |
| 〃 | 統括課長代理(課務担当) | 米 本 武 史 |
| 〃 | 主 事(漁業調整担当) | 舟 橋 達 宏 |
| 〃 | 主 事(〃) | 木 村 ま い |
| 島しょ農林水産総合センター | 所 長 | 松 川 敦 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 近 藤 修 |
| 〃 | 主 任 | 田 中 昌 美 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 2番 山 下 奉 也 3番 菊 池 勝 貴
- 8 報告事項
(1) その他
- 9 議 案
(1) 第6管理期間における「くろまぐろ(大型魚)」の漁獲可能量の追加配分について
(知事諮問)
(2) 漁業法第14条第1項に基づく東京都資源管理方針の策定について(知事諮問)

- (3) 漁業法第14条第1項に基づく東京都資源管理方針「別紙(くろまぐろ)」の策定について(知事諮問)
- (4) 令和3管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の配分について(知事諮問)
- (5) 東京都海面におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について(知事諮問)
- (6) 小笠原海域における底魚一本釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の有効期間について(知事諮問)
- (7) 大野原島周辺漁場におけるたかべ刺し網漁業の許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(知事諮問)
- (8) 東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について
- (9) 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について(6月から12月まで)
- (10) 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の承継について
- (11) 東京海区漁業調整委員会に対する申請等におけるはんこレス及びデジタル化の推進について

10 その他

11 議事事項

発言者	発言内容
事務局長	<p>出欠状況の報告。本日は5番平賀委員、6番小島委員が欠席でございます。定数15名中13名出席で委員会は成立してございます。</p> <p>資料の確認。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、第136回東京海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>本日は議題が11と多くなっております。早速議事を進めたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>本日、議事録署名人を最初をお願いしたいと思います。順番で2番の山下委員、3番の菊池委員でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
2番・3番委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>よろしく願いいたします。報告事項ですが、何かございますか。</p>
事務局長	<p>特にございません。</p>
会長	<p>それでは、早速、議案の1番から順に入っていきます。</p> <p>議案の(1)第6管理期間における「くろまぐろ(大型魚)」の漁獲可能量の追加配分について(知事諮問)をお願いします。</p>

事務局長	【資料1】の諮問文朗読。詳細については、水産課から説明。
水産課	【資料1】の諮問文以降説明。
会長	ありがとうございました。質問、ご意見ございますでしょうか。追加配分が決まったという内容です。よろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
会長	それでは、議案の1について、このまま決定いたしたいと思います。 続いて、議案の(2)です。漁業法第14条第1項に基づく東京都資源管理方針の策定について(知事諮問)お願いいたします。
事務局長	【資料2】の諮問文朗読。詳細については、水産課から説明。
水産課	【資料2】の諮問文以降説明。
会長	どうもありがとうございました。ちょっと大きな変化ですけれども、今のご説明で魚種別あるいは漁業種類別だったものを魚種別に切り替えていく、年度を追いながら新しい体制に変えていくという内容だと思います。質問、ご意見、ご要望ありましたらお願いいたします。 実際の具体的な内容については、これから、その都度調整委員会として対応していくということかと思えます。発言される方はおいででしょうか。
12番委員	ちょっと確認ですが、2の「特定水産資源以外の水産資源」の扱いで、どのような魚種を想定しているのか、拡大する方向で考えているのか、教えてください。
水産課	これにつきましては、それぞれ各地先で資源管理が必要になるということであれば、その地域の関係者と相談しながら検討する。どういったものを新たに、あるいは資源管理として別紙に載せていくかということを協議したいと思います。
12番委員	分かりました。ありがとうございました。
会長	他にいかがでしょうか。それでは議案の2については、ここで切り上げまして、続いて議案の3、具体的な話になっていきます。「別紙(くろまぐる)」の策定について(知事諮問)、お願いいたします。
事務局長	【資料3】の諮問文朗読。詳細については、水産課から説明。
水産課	【資料3】の諮問文以降説明。

会長	<p>どうもありがとうございました。資源管理計画の中で別紙という説明になるわけです。これからこういった形で進めていくということだと思います。質問、ご意見、ご要望ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>私からですが、定置網について、網起こしの数を1日1回に抑制となっています。これは、東京都の定置網で1日に何回も揚げる例があったのでしょうか。</p>
水産課	概ね1回ですが、朝と昼の2回揚げている例も聞いております。以上です。
会長	分かりました。質問・ご意見いかがでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	<p>それでは、議案(2)と議案(3)は決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案の(4)です。令和3管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の配分について(知事諮問)、お願いいたします。</p>
事務局長	【資料4】の諮問文朗読。詳細については、水産課から説明。
水産課	【資料4】の諮問文以降説明。
会長	ありがとうございました。質問、ご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	<p>ご異議ないとのことですので、このまま決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案の(5)東京都海面におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について(知事諮問)です。お願いいたします。</p>
事務局長	【資料5】の諮問文朗読。詳細については、水産課から説明。
水産課	【資料5】の諮問文以降説明。
会長	<p>どうもありがとうございました。昨年どおりということですが、漁業法が変わり説明の内容や仕方も変わってきたということです。ちょっとボリュームが多くなっております。ご質問、ご意見あればお願いいたします。</p> <p>小笠原の委員の方いかがでしょうか。</p>

3番委員	特にありません。
会長	それでは、この形で決定としたいと思います。よろしいですか。
委員一同	異議なし。
会長	では、さんご漁業の許認可について、このまま決定したいと思います。 続きまして、議案の6、同じように許認可ですが、底魚一本釣り漁業について、お願いいたします。
事務局長	【資料6】の諮問文朗読。詳細については、水産課から説明。
水産課	【資料6】の諮問文以降説明。
会長	ありがとうございました。質問、ご意見ありましたらお願いいたします。 小笠原の委員の方、いかがでしょうか。ないようでしたら、このまま決定してよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	それでは決定します。 続きまして、議案の7です。許認可の3つ目です。たかべ刺し網漁業の許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（知事諮問）です。お願いいたします。
事務局長	【資料7】の諮問文朗読。詳細については、水産課から説明。
水産課	【資料7】の諮問文以降説明。 この漁業は、三宅島漁協と御蔵島村漁協の共有漁業権に入漁する漁業であるということが基であり、にいじま漁協との入漁協定の締結は確認しています。
会長	ありがとうございました。ご意見、ご要望ありましたら、お願いいたします。これで許認可が3件続きました。決定してよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	では、議題（7）につきまして、このまま決定いたします。 続きまして、議案の（8）に進みます。東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について、お願いいたします。
事務局長	【資料8】に基づき説明

会長	ありがとうございました。ご質問、ご要望ございますでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	それでは、決定したいと思います。 続きまして、議案9伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について（6月から12月まで）、お願いいたします。
事務局長	【資料9】に基づき説明
会長	ありがとうございました。浮きはえ縄漁業の委員会指示について、いかがでしょうか。ご意見、ご要望ありましたら発言をお願いいたします。
4番委員	毎度すみませんが、1月から5月までの禁止操業というのは一緒ですよ。それと、今、禁止区域の具体的な名称が書いてあります。これ、去年の例ですが、禁止区域の中に入ってきている。今後、もし、去年と同じような状態になったときには、どういった処罰になるのですか。違反した船に対しては、どう取り扱っていくのですか、。
水産課	今、委員からご指摘、禁止区域での操業についてのご意見がありました。他にも禁止されている所でやっているのではないかというご意見、情報提供が複数あったところがございます。水産課としまして、現在の監視体制を強化しております。禁止区域に近づき、入ってきそうな船に対して指導を行っています。禁止海域であることを相手に伝えたところ、その指導に従ったという報告も聞いております。 ご懸念は、今後もそういった操業があるのではないかということだと思います。それにつきましては、様々に取締りや監視の手段を使い、適正な漁場利用に水産課としても努めてまいりたいと考えております。以上です。
会長	いかがでしょうか。
1番委員	ちょっとお願いしたいのですが。もうこの近かつの大臣許可船の承認をあんまり受けないでほしい。今までの東京都の委員会指示でやっている仲間は、ちゃんと皆やっているのだけど。
水産課	その辺、違反に対してはきちんと対応していきたいと思っております。
1番委員	大臣許可は船が大きいし、こっちは小型の船舶が行くのだから、そのところ少し考えてくださいよ。

水産課	<p>状況はこちらとしても十分理解しています。少しでも支障のないように、これからも考えていきたいと思っております。以上です。</p>
1番委員	<p>よろしく。</p>
4番委員	<p>今の禁止操業とか、あるいは船の制限という話をしてもらって、入ってはいけない海域には気をつけてやりましょうねというのを、もう一度部会の方でもんでもらって、ルールを守ってやっていきたいと思いますということをお願いしたいです。</p> <p>なぜ、度々こんなことを言うかという、我々のところは、きんめの資源がもう先細りになってきている状況で、他の魚種に目を向けろということで、まぐろであったりとか考えているのですけどね。</p> <p>そういったことで、自分たちの土地を守りたいという気持ちでしつこく言わせてもらっているのですね。部会の方にも、島の状況、我々は資源がなくなっても遠くに行くことができない状況ですよ。離れることができないということで、ここにしがみついてやっているの、なんとか資源を管理しながら、守りながらというのをやっているわけで、部会の方でも大臣許可を持った人たちへ訴えてもらって、ある程度自粛というか自制してもらって操業してもらえればありがたいなと思います。以上です。</p>
水産課	<p>ただ今、委員の言われたルールの遵守ということは、もっともなことだと思っております。また、先ほど申し上げた最近違反の情報もあるということも踏まえて、今後何らかの形で、浮きはえ縄の協議会の方には申し入れるとともに、会員への指導をやっていただくようお願いしたいと思っております。以上です。</p>
4番委員	<p>ぜひともお願いします。</p>
会長	<p>議題の（9）の浮きはえ縄漁業の制限について、決定していいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
会長	<p>では、ご発言ないようですので、これで決定といたします。</p> <p>続いて議案（10）、前回に引き続いての議題ですけれども、浮きはえ網漁業の承継について、お願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、詳細につきましては、事務局からご説明申し上げます。</p>
事務局	<p>前回から引き続いての議案で申し訳ございません。</p> <p>前回の委員会の中でも、お話があったかと思うのですけれども、今回ご本人並びに所属漁協の方の誓約をいただくような形を考えております。誓約の内容としましては、漁業関係の法令ですとか、委員会指示の内容、また北黒瀬協議会の方の確認</p>

	<p>書等、その他東京都海域の操業ルール、こちらをまずは遵守すること。こういった操業ルールにもし違反を行った場合には、承認を取り消されてもそれに従っていただくという内容です。漁協の方も同じ内容で、漁協の方に関しましては、ルールの遵守を指導徹底していただく。こちらの方も漁協としても、承認取消し等があった場合にはそれに従っていただくという内容になっております。ご本人用の方に関しましては、プラスで一文が入っております、ご本人が浮きはえ縄を操業しなくなったときには、この浮きはえ縄の承認を返納していただきたいという内容になっております。</p> <p>こちらの一筆をもらうに当たりまして、東京海区の方から、まず千葉県庁の方にお話をさせていただいております。その際には、今回お父様が浮きはえ縄を操業しなくなったとき、また息子さんの方に承継を認めるということは、東京海区の承認管理のルールの中でも認めることができませんというお話をさせていただいております。千葉県庁の方から、所属漁協と、あとご本人の方にお話をさせていただいて、それも踏まえた上でこちらの誓約書を提出していただけるというお話になっております。</p> <p>大変申し訳ないのですが、こちらの誓約書を提出していただくことで、今回こちらの逆承継の承認を認めていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>簡単ですが、説明は以上です。</p>
会長	<p>前回を受けての本人からの誓約書と組合からの念書が付いて、改めての申請ということですか。いかがでしょうか。前回随分議論したのですが、これだけ書類が揃いましたということですか。</p>
4番委員	<p>反対というか、これ承認せざるを得ないのだろうというところですね。ただ、これでまた大臣許可を持った船が1隻増えてしまうと。先ほども田中さんからありましたけど、今、大臣許可を持った船がまた1隻増えるということで、北黒瀬漁場が過密化してくるのではないかと、ちょっと心配していますよ。それで、昨年からの大臣許可の操業の現状というのが、聞いたところによると、10月から12月までは操業の制限がかかっていたと聞いていたのですが。我々のところは、80%を消化してしまうと、自粛している形なのですよね。ただ大臣許可を持った人たちは、制限がかかっている、1月、12月という時期に操業していたのですね。その辺がどういうふうな大臣許可のもの、ルールというのはちょっとよく分からないので、後ほど説明してもらいたいですけれど。国からそうやっても、1月になったらまた操業再開という形で、どんどんまぐろの水揚げがあったようなのです。</p> <p>我々は制限されて、ちょっと1か月ほど80%のところまでいったので、自粛ということで自粛させてきた状況なのですけれど、大臣許可の方はその間どんどん水揚げされていたのですよね。我々のところから資源の先取りされているのではないかと、いう気になってしまって、我々のところでは7月から翌年の3月までという制限の</p>

水産課	<p>中でやっているわけで、大臣許可の方はどういう形でこういう1月から再開ということが出来るのかね。その辺のルールというのは分かりますかね、水産課。</p> <p>今のご質問ですけれども、大臣許可、特にかつお・まぐろ漁業につきましては、水産庁のホームページの中で公表している管理の手法がございます。その中で、かつお・まぐろ漁業につきましては、1月から3月へのTACの配分、また4月から12月のTACの配分ということで、2期に分けて管理をしているようでございます。1月から3月が80トン。そして4月以降12月までが280トン余りということで漁獲可能量が設定されておまして、1月から3月が比較的配分量としては、ちょっと抑え気味の形になっております。これは国の前の担当も、この1月から3月というのは、沿岸漁業の盛漁期にも当たるので、そういうところ漁業調整上の必要から漁獲可能量を大臣許可にしても、抑え気味にしているという話を聞いております。そういった形で、漁獲可能量が時期によって配分されておまして、また漁獲の積み上がりによって、何割になったら自粛するとかそういったことも具体的には決められているようです。それは漁獲の積み上がりによって、やはり国から自粛の要請ですとか、また採捕の停止命令というのが出されるというルールになっておまして、基本的には東京都の管理と大きく変わることはないと思っております。すみません、お答えになったでしょうか。</p>
4番委員	<p>そうすると、東京都と同じような形で、国の方もそういった管理をしているということなのですけれども、現実に操業されていたわけですよ、去年は。自粛と聞いていたのですけど。そういった中でまぐろの獲れる海域に入ってきてはえ縄をやるということが、我々には入っては駄目よと指導しているわけですよ。国がするのか、あるいは近かつ協会がするのか分かりませんが、そういった指導はされないのですかね。近かつに入っていないということで、こういった問題が起きているのでしょうか。</p>
水産課	<p>その辺りは国の管轄になる部分もあるので、詳細には分からないのですが、国の担当官とも情報共有をしながら、対応については、今後きちんと詰めていくと思いますか、考えてまいりたいと思っております。以上です。</p>
4番委員	<p>水産課の方から、再度水産庁の方にも指導を徹底していただきたいということの要望を申し入れしてください。</p>
水産課	<p>その点は十分承知しているつもりでございます。以上です。</p>
会長	<p>まずこの議題(9)の浮きはえ網漁業の承継について、まず確認しておきたい。前回の委員会で挙げた条件を、改めて確認するという事で認めるという方向でよろしいですか。</p>

4番委員	しょうがないですね。
1番委員	県の仲間が輪番で操業しているじゃない。その中に入れると言っていた。船団の中にこの船も入れて監視をしますからと言っていたよ、会長から。
水産課	あくまでも、県内の枠の中で輪番やるということと、あと協議会の会員として認められてから始めるということのはっきり聞いております。その点については、県の制限なり、操業ルールが保たれるのかと思っております。
1番委員	船団のグループの中で輪番でやりますと聞いているよ。
水産課	聞いております。
会長	では、議題の(10)については、調整を深めるということで。まだまだ小さい部分も残されておりますので。水産課からの対応もよろしくお願ひしたいと思っております。
水産課	承知しました。
会長	それでは、議案の(10)ですね。デジタル化の推進について、事務局からお願いいたします。
事務局	【資料10】に基づき説明
会長	ありがとうございました。ご意見、ご質問でよろしいですか。
委員一同	異議なし。
会長	ありがとうございました。このまま決定とします。それでは、その他ですけれども、何かあればお願いいたします。
事務局長	<p>それでは、次回の海区委員会の開催予定でございます。</p> <p>今回は5月の海区委員会になります。日程は5月10日の月曜日から17日の月曜日の間で決定したいと思っております。</p> <p>議案ですけれども、今回たくさんございまして、4月から委員会は第5期になります。その関係の議案がございまして、</p> <p>(1) 会長及び会長代理の互選について、(2) 委員の議席について、(3) 千葉・東京及び一都三県連合海区委員会の代表委員の選出について、(4) 一都二県連合海区委員会の代表委員の選出について、(5) 海面利用小委員会委員の選出について、(6) 太平洋広域委員会の代表委員の選出について、(7) 全漁調連の代</p>

	<p>表委員の選出について、(8)小笠原海域におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置について、(9)小笠原海域におけるかつお・まぐろ釣り漁業の制限措置について、(10)小笠原海域における造礁さんご漁業の制限措置について、(11)伊豆諸島海域における中型まき網漁業の許可について、(12)小笠原海域におけるそでいか漁業の委員会指示について、(13)八丈島近海漁場の浮魚礁設置事業実施計画についてでございます。</p> <p>それから、今後の予定ですけれども、今月16日に小笠原母島地区協議会でWeb会議です。それから22日に小笠原父島地区協議会でこちらもWeb会議です。それから3月16日は太平洋広域委員会でこちらもWeb会議となります。以上でございます。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。以上で、本日予定した議事を終わりますが、何かございますでしょうか。</p>
水産課	<p>水産課から先ほどの日程の補足になります。現在水産庁の方が第6管理期間、今年度のくろまぐろの都道府県間の数量の要望調査を行っております。こちらがまとまるのが恐らく2月の下旬から3月頭の見込みとなっております。ただ、第6管理期間の数量ですので、使える数量は3月31日までです。可能な限り、できる手続は迅速に進めるのですが、国から追加配分の通知があった際、急な海区委員会になってしまいますが、その際にご対応をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>追加配分があると、次回、臨時にもう一度やるかもしれないということですが、第4期の定例の委員会としては今回が最後になります。平成28年8月から4年6か月の間、皆様と共に海区委員会をやってまいりました。</p> <p>昨年2月の委員会が都庁での最後の会議で、それからは1年間、電話会議、今のようなオンラインの画面と電話との併用といった形で、なかなか難しい、議論うまくできないような感じで、ともかくこうして議論できましたことは、皆様のご協力に深く感謝申し上げます。3月末にもう一度あるかもしれませんが、もしよろしければ委員の皆様から今期が終わってということで、何かご発言あるかと思えます。いかがでしょうか、皆様から一言ずつご挨拶というのはいかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(一言ずつ挨拶)</p>
会長	<p>とうとう私も、そして皆さんも慣れないままに、Web・電話の参加という形でなんとか終わることができました。これをもちまして第136回の委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>